

徳島県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和二年七月二十二日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和二年八月四日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和元年六月二十七日